

特定社会保険労務士 高野 裕之

TKN社労士通信

TKN 社会保険労務士事務所

連絡先：〒154-0012 東京都世田谷区駒沢2-58-13
電話：03-6315-8830 FAX：03-3795-9021
e-mail：sharoushi-takano@support.email.ne.jp
URL：http://www.tkn-sr.jp/



いまどきの「課長」の実態は？

◆一部上場企業の課長 428 人の回答

産業能率大学がインターネット調査会社を通じて「上場企業の課長を取り巻く状況に関する調査」を今年9月に行い、その結果が公表されました。

従業員が100人以上の上場企業に勤務し、部下が1人以上いる「課長」428人が、「昇任前の経験」、「現在の悩み」、「上司の支援」、「今後のキャリア」などについて回答しています。

◆多くはマネージャー兼プレイヤー

まず、「プレイヤーとしての仕事の割合」についての質問では、「0%」と答えた人はわずか1.4%でした。プレイヤーとしての活動割合が半分より多い人は4割を超えています。

プレイングマネージャー化しているケースが多く、多くの課長がプレイヤーとしての活動を兼務していることがわかります。この傾向は、中小企業においてはなおさら強くなるでしょう。

◆仕事上の悩みとメンタルヘルス

次に、「仕事上の悩みを相談できる人がいるかどうか」との質問には、「いる」と答えた人が50.2%、「いない」と答えた人が49.8%と、ほぼ半数に分かれました。

「いる」と答えた人に対して「どのような相談者がいるのか」を尋ねたところ、「会社の上司」「会社の同僚」が多数でした。

また、「自分自身のメンタルヘルスに不安を感じたことがあるか」との質問には、「ある」と答えた人が43.7%、「ない」と答えた人が56.3%でした。その原因としては、「上司との人間関係」、「成果創出へのプレッシャー」、「仕事の内容」などが多くありました。

自分の身近に相談できる人がいるかどうか、不安の有無に関係しているものと思われます。

◆遣り甲斐をもって仕事に取り組めるか

自分が「課長としてイキイキと働いていると思うか」との質問では、「どちらかといえばイキイキと働いている」が54.9%、「イキイキと働いている」が6.8%でした。逆に言えば、イキイキと働いていない人が約4割もいるということになります。

これら課長クラスにある方たちが、イキイキと遣り甲斐をもって仕事に取り組める環境をつくるのが会社の仕事でもあり、それらができている会社はきっと成果を残している会社ということになるでしょう。

賃金収入は減少傾向、4人に1人は「失業の不安」

◆労働者にとっては厳しい状況

連合総研では、10月に労働者を対象に実施した「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート」（勤労者短観）の結果を発表しました。

「景気や勤め先の経営状況」「賃金収入と失業不安」などの項目について調査しており、労働者の厳しい状況がうかがえる結果となっています。

す。

◆賃金収入は減少傾向に

1年前と比較した賃金収入の増減については、「減った」(32.9%)と回答した人が3割を超えており、前回調査(34.6%)と比べてもほとんど改善が見られませんでした。

また、今後1年の賃金収入見込みについて「減ると思う」(25.5%)と回答した人が前回調査(21.8%)を上回り、「増えると思う」(16.9%)と回答した人は前回調査(21.0%)から減少しています。悲観的な見方をする人の割合が高まっています。

◆4人に1人が「失業の不安」

次に、「今後1年間の失業の不安」について「感じる」と回答した人は25.0%で、過去最高を記録した昨年同月(28.3%)よりは低下しましたが、一昨年の同月調査(23.8%)を上回っています。

また、非正社員(男性53.6%、女性34.8%)や20代(32.9%)が感じる失業の不安は、相対的に高くなっています。

◆所定外労働、賃金不払い残業

このアンケート調査では、他にも「所定外労働の状況」「賃金不払い残業の状況」などについての調査を行っており、非常に興味深いものとなっていますので、連合総研のホームページ(<http://www.rengo-soken.or.jp/webpage/21.html>)を覗いてみてください。

新卒者の採用活動開始時期を見直しの動き

◆相次ぐ見直しの表明

9月下旬、大手商社7社は、企業における大卒者の採用活動時期を遅らせるよう、日本経団連に呼びかける考えを表明しました。「就職活動の長期化が学業の妨げになっている」との意見が強いためであり、商社自身の採用試験の時期も見直していくとしています。

また、10月初旬には、社団法人日本貿易会(貿易商社の業界団体)が、新卒者の採用活動に関して、2013年度入社対象の新卒者から、採用スケジュールを遅らせるべく具体的な検討を始め、また、各産業界が協調して見直しを実現できるように日本経団連などの関係団体に働きかけると発表しました。

◆採用側企業の発表を受けて

これら採用側企業の動きを受けて、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣は、連名で245の主要経済団体、業界団体に向けた、早期の採用選考活動の抑制などを要請する文書を送りました。この要請文の中では各団体の努力を求めています。

また、リクルートや毎日コミュニケーションなど就職情報会社10社で構成する「日本就職情報出版懇話会」でも、就職活動の早期化への批判に対応し、新卒者の採用情報を提供するサイトの開設時期について、例年から1カ月以上遅らせて、来年は11月1日以降にすると発表しました。

◆これまでの就活の流れに変化

これまでの流れとしては、まず、大学3年生の8月ごろに「インターンシップ」を行う企業が出てきます。そして、10~11月にかけて「就職情報サイト」が開設され、「業界別セミナー」や「就活フェア」なども開かれます。

そして年が明けた1月ごろから「会社説明会」の開催が徐々に増えてきて、2月ごろには「エントリーシート」の提出なども始まります。

4年生になると「採用面接・選考」が始まり、5月ごろには「内々定」が出始め、6月には中小企業の採用活動も本格化してきます。

来年以降は、採用側企業や国側の対応を受けて、これらのスケジュールが遅くなっていくものと思われそうですが、企業としては、じっくりと良い人材を見極め、自社にとって必要な人材を確保することが必要なことには変わりはないでしょう。

12月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

15日

- 勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出<12月15日～1月25日>
[労働基準監督署]

31日

- 固定資産税<都市計画税>の納付<第3期分>[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出[給与の支払者(税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書<生命保険・損害保険・社会保険>兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出[給与の支払者(税務署)]

当事務所より一言

本年を締めくくる月となりました。
1年間、誠にありがとうございました。

2011年からも、企業における労務コンプライアンス環境が、いくつか改定・施行されます。

①2006年4月施行の改定高年齢者雇用安定法により義務づけられた「高年齢者雇用

確保措置」の内、「継続雇用制度」を導入した企業において、継続雇用制度の対象となる「高年齢者に係る基準」を中小企業の事業主(常時雇用300名以下の事業主全て)は、2011年3月31日までは(労使協定締結が調わない時に限り)、特例措置として「就業規則等」により、その基準を定める事ができます。

つまり、**2011年4月以降**は就業規則の変更だけでは、「高年齢者に係る基準」を定めることが出来ず、労使協定の締結が必要となります。

※常時雇用300名を超える事業主へは、既に2009年4月1日から労使協定締結が義務づけられています。

②2009年4月施行の改定次世代育成支援対策推進法により、**従業員数100名以上の企業**では**2011年4月1日から**「一般事業主行動計画」の策定、社内周知、都道府県労働局への届出が義務づけられます。

※従業員数300名以上の企業では、既に2009年4月1日から義務づけられています。

③補足資料として、2010年(平成22年)に施行された主な労働諸法令は以下の通りです。

・**4月1日施行**、改正労働基準法。(時間外労働の限度基準、法定割増賃金率引上げ、時間単位年休、特別条項付36協定)

・**4月1日施行**、改正雇用保険法。(非正規労働者の方への雇用保険被保険者資格の適用拡大・31日以上雇用見込み or 週20時間上)

・**7月1日施行**、改正障害者雇用促進法。(常用雇用労働者200名超の事業主へ障害者雇用納付金の納付義務、適用拡大)

※**2011年4月1日～5月16日**までに、2010年度の申告が必要です。

コンプライアンス遵守のご参考に、是非ご検証下さい。(高野 裕之)